

ハラスメント撲滅宣言ロゴマーク活用のご案内

－ハラスメント撲滅宣言企業を応援します－

職場におけるハラスメントについては、労働施策総合推進法（いわゆるパワハラ防止法）等により、事業主に防止措置を講じることを義務付けています。

また、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）は、従業員に過度に精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出るケースも認められるなど、企業や組織に金銭、時間、精神的な苦痛等、多大な損失を招くことも想定され、同法に基づく指針により、事業主には従業員を守る対応が求められています。

東京労働局では、カスタマーハラスメントを含め、職場におけるあらゆるハラスメントの撲滅を目指す企業等を応援するため、「ハラスメント撲滅宣言」ロゴマークを作成しました。

ロゴマークに、ハラスメント撲滅に向けた方針・方法等を書き込み、社内外にアピールできるようになっています。趣旨にご賛同いただける企業等は、ぜひご活用ください。

1. ハラスメント撲滅宣言 ロゴマーク ※白枠内に宣言をお書きください。画像はサンプルです。

【すべてのハラスメント用】

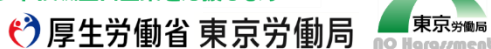
【カスタマーハラスメント用】

ハラスメント撲滅宣言

相談しやすい環境をつくります

企業名 東京労働株式会社

ハラスメント撲滅宣言企業を応援します

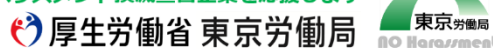


ハラスメント撲滅宣言

ひどい暴言、不当な要求には
毅然と対応します

企業名 東京労働株式会社

カスタマーハラスメント撲滅宣言企業を応援します



(宣言例)

従業員の悩みをじっくり聞きます／上司も部下も互いに尊重しあいます
ハラスメントから従業員を守ります／暴言・暴力・不当な要求は許しません

2. 活用方法・活用例

「ハラスメント撲滅宣言」ロゴマークに宣言や企業名等を書き込み、そのまま掲示したり、事業場内に掲示するポスター、ネームプレートや感染防止用のアクリル板などに貼付するなどしてご活用ください。データなど詳細は、東京労働局ホームページをご覧ください。

●URL

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/jisyutennkenn_00004.html

東京労働局 ハラスメント撲滅宣言 で検索👉 もしくはQRコードから⇒



3. 活用の留意点 ※詳細は、裏面の使用取扱規程をご覧ください。

- ◆東京都内の企業等がご活用いただけます。
(労働者を雇い入れる各種法人、団体、個人事業主等を含む)
- ◆使用する際の労働局への連絡は不要です。



東京労働局

【お問合せ】東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 Tel 03-3512-1611

「ハラスメント撲滅宣言」ロゴマーク使用取扱規程

令和4年11月15日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「ハラスメント撲滅宣言」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に定められたハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置を講じた者であって、職場におけるハラスメント防止対策の推進等を目的とする場合に限り、事業主はロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

一

東京労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。

二

自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき。

三

法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。

四

特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき。

五

その他その使用が著しく不相当であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、東京労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、東京労働局長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年11月15日より施行する。

東京労働局長